**千葉県中小企業再建支援金の**

**受付期限の延長等について**

１　申請受付期限の延長

**令和2年8月31日までとしていた受付期限を　　　令和3年1月31日まで延長します。**

２　売上減少の比較期間の延長

**令和2年１月から7月までとしていた売上減少の　比較期間を12月まで延長（本年の1月から12月の売上で比較することができるようになりました）**

３　売上高に係る支給要件の緩和

**連続する3か月の売上高の合計が前年同期比で30％以上減少している場合でも申請ができるようになりました。**

**（例）令和元年　6月　　　7月　　　8月　　　　　令和2年　　6月　　　7月　　　8月**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **売上高** | **50万** | **60万** | **90万** |  | **売上高** | **30万** | **40万** | **60万** |

**合計130万円**

**３５％の減少**

**合計200万円**

**上記の例では単月ごとの比較では５０％の減少となっていないため現行の要件では対象外となりますが、連続する３か月の売上高合計の比較で３５％の減少となっており、３０％以上の減少となっているため、変更後の要件を適用すると支援対象となります**